

【千代田区特定創業支援事業】

10/25(木) ▶ 12/20(木)

《毎週木曜日 18:45～20:55 全9回》



託児
完備

千代田ビジネス起業塾 (業種特化編)

販売・サービス・出店・個人事業等で起業を考える方に最適です！

マーケティング・財務をしっかりと学び顧客を獲得し、売上を伸ばそう！

もちろん全般的な知識は習得できるので他業種でも大丈夫！

【申込】 ◆H P <http://www.mm-chiyoda.or.jp/> ◆FAX 裏面申込書
◆TEL 03(3233)7558 ※定員になり次第締め切ります。

【会場】 ちよだプラットフォームスクウェア4階会議室

【受講料】 一般 10,000円 区民・学生 5,000円

【託児】 1回につき¥1,000(未就学児)★小学生については、別途ご相談ください。



定員
20名

講師紹介



講師 柳 義久
《中小企業診断士・起業家》
★総論・オリエンテーション担当
KCGコンサルティング(株)代表取締役
実践経営学会会員、経営史学会会員
老舗企業の研究、東京都中小企業振
興公社専門家派遣事業支援専門家



講師 三浦 英晶
《中小企業診断士》
★財務担当
ITコーディネータ、ISO9000審査員補、
販売士、ファミリアレジヤ、ハートモータルサ
ルター、一般社団法人アスカ総研理事
(株)ぎょうせい主任研究員



講師 吉野 太佳子
《中小企業診断士・女性起業家》
★マーケティング担当
(株)アイコンテンツ代表取締役
(株)アイクラウド取締役、上級ウェブ
解析士、上級SNSエキスパート



講師 楊 典子
《中小企業診断士・女性起業家》
★事業計画担当
五葉コンサルティング(株)代表取締役
五葉レーベン(株)代表取締役、物流技術
管理士、SCM認定コンサルタント



講師 大森 渚
《中小企業診断士・女性起業家》
★マーケティング担当
(株)オージュ・コンサルティング代表
取締役、尚美学園大学非常勤講師、
1級販売士、東京都中小企業振興公
社専門家派遣事業支援専門家



講師 古賀 雄子
《税理士・中小企業診断士》
★税務担当
古賀雄子税理士事務所代表
立教大学非常勤講師、事業承継士、
(東京商工会議所ビジネス・サポート)地域
持続化支援事業派遣専門家

※託児サービスは、裏面のFAXでお申し込みください。

※託児のお申込みは10月11日(木)迄にお願いします。

【会場最寄駅】

- 竹橋駅(東西線)3b KKRホテル東京玄関前出口より徒歩2分
- 大手町駅(三田線・千代田線・半蔵門線・丸の内線)
C2b 出口より徒歩8分
- 神保町駅(三田線・新宿線・半蔵門線)A9 出口より徒歩7分
- 神田駅(JR山手線・京浜東北線・中央線・東京メトロ銀座線)
西口より徒歩8分



主催/公益財団法人まちみらい千代田 お問い合わせ/☎03(3233)7558
後援/千代田区、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部、日本政策金融公庫東京支店
公益財団法人東京都中小企業振興公社、東京商工会議所千代田支部

千代田ビジネス起業塾 【FAX申込書】 FAX 3233-7557

フリガナ お名前	年齢	性別	連絡先 TEL	
ご住所 〒				
<p>◆託児(未就学児)サービスを利用される方はこちらにご記入ください(1回につき1,000円) ※小学生については、別途ご相談ください ※託児のお申し込みは10月11日(木)までにお申し込みください</p>				
<p><input type="checkbox"/> 男児 (歳 か月) <input type="checkbox"/> 女児 (歳 か月)</p>				



【起業塾カリキュラム】



	日程	テーマ	内容	講師
第1回	10月25日	オリエンテーション 事業計画Ⅰ	オリエンテーション 事業計画をつくろう!!	柳 義久 楊 典子
第2回	11月1日	マーケティングⅠ	マーケティングの基礎知識	吉野太佳子
第3回	11月8日	マーケティングⅡ	Webマーケティング	吉野太佳子
第4回	11月15日	マーケティングⅢ	WebマーケティングとWeb制作	大森 渚
第5回	11月22日	財務Ⅰ	会計の基礎知識 財務諸表	三浦 英晶
第6回	11月29日	財務Ⅱ 資金調達	開業資金どうやって用意する! 支援機関・金融機関からの説明	三浦 英晶 各支援機関
第7回	12月6日	税務	税務の基礎知識 確定申告等	古賀 雄子
第8回	12月13日	事業計画Ⅱ	事業計画を完成させよう!	楊 典子
第9回	12月20日	事業計画発表、懇親会(別途費用¥3,000)		全講師

【千代田区特定創業支援事業】とは

経営・財務・人材育成・販路開拓に関する知識のすべてを習得してもらうために、1か月以上継続的に支援する事業であり、この支援を受けた方には、申請により証明書を発行します。その証明書によって、創業にあたっての様々な優遇が受けられます。

【対象者】

- ①事業を営んでいない個人で、個人事業の場合は1か月以内、法人設立の場合は2か月以内(「特定創業支援事業」を受ける場合はそれぞれ6か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有すること
- ②会社が自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立して事業を開始する具体的計画を有すること
- ③上記1または2で創業してから5年未満であること

